

(様式第1号)

平成29年度 第2回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会 会議録

日 時	平成29年11月19日(日) 10:00~12:00
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出席者	委員長 寺見 陽子 副委員長 麻木 邦子 委員 瀧川 光治 委員 野村 智子 委員 有田 法代 欠席委員 鎮 朋子 事務局 こども・健康部長 三井 幸裕 こども・健康部子育て推進課長 伊藤 浩一 こども・健康部主幹新制度推進担当課長 和泉 みどり こども・健康部主幹子育て施設担当課長 長岡 良徳 こども・健康部子育て推進課施設整備係長 田中 孝之 こども・健康部子育て推進課施設整備係主事 内野 裕太 こども・健康部子育て推進課施設整備係主事補 宮本 朗
事務局	こども・健康部子育て推進課
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<議題>

【協議事項】

- (1) 保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集について
- (2) その他

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

資料1 前回いただいた意見とその対応方針(案)

資料2 平成29年度保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集について(案)

- 資料3 保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集に係る諸条件（案）
- 資料4 事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール（予定）（案）
- 資料5-1 保育所・小規模保育事業A型の設置運営事業者の選定方法（案）
- 資料5-2 保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者選定基準（案）
- 資料6 採点方法について（案）
- 資料7 応募書類（案）

3 審議経過

<開会>

(1) 開会の挨拶

【事務局挨拶】

(4) 会議運営上の説明

(事務局内野) それでは、事務局から会議運営上の説明をさせていただきます。

芦屋市情報公開条例第19条により、会議は公開が原則となっております。会議における発言内容や委員名は公開が原則です。議事録を正確に作成するために、会議内容は録音させていただきたいと思っております。また、ご発言の際には委員長の指名を受けてからご発言いただきますようご協力をお願いいたします。

続きまして本日は委員6名の内、5名が出席ということで、会議が成立していることをご報告させていただきます。

まず、会議の公開の件について、委員長いかがでしょうか。

(委員長) 委員の皆さま、ただいまの事務局からの説明で、公開の件についてはよろしいですか。

【全員異議なし】

(委員長) 事務局から本日の資料の確認を行ってください。

【事務局より資料確認】

<議題>

【協議事項】

(1) 保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集について

(事務局田中) 議題1「保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集について」を説明させていただきます。この協議事項につきましては、すべての資料が関係しますので、3つのパートに分けて説明をさせていただきます。1つ目が、前回の振り返りと募集条件に関する部分。2つ目が、スケジュールと選定方法に関する部分。3つ目が応募書類に関する部分です。まずは前半の募集条件とスケジュールに関する説明を15分程度で予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、前回の振り返りから始めたいと思っておりますので、資料1「前回いただ

いた意見とその対応方針（案）」をご覧ください。

こちらの資料の構成についてですが、表の一行目の各列の表題のとおり、一番左の列が「N o .」を記載し、その右の列に「委員による意見」として前回の選定委員会でいただいた意見を記載し、その右の列に「当日の回答」として当日回答させていただいた内容を記載しております。ただ、いただいた意見につきましては、再度事務局内で何か対応できることがないか検討をさせていただきましたので、一番右の列にその「対応方針（案）」を記載しております。

では、N o . 1 の意見から順番に説明をいたします。N o . 1 とN o . 2 は「保育課程」という文言について、来年4月に保育所保育指針が改正されることを踏まえた見直しを行った方がよいという意見でございましたので、当日の回答のとおり、書き方を精査させていただきました。

次に、N o . 3 ですが、実地調査を同日にした方が選定する側として同じ視点で見ることができるという意見につきまして、再度検討をいたしました。公平な事業者選定ということを考えますと、どの事業者の運営施設を実地調査するのかわからない状況であることと、仮に同日で行うとなると第3次審査をかなり短時間で行わなければならないこととなりますので、別日に行うということで公募をすることとさせていただきました。委員の皆様への日程調整につきましては可能な限り早めに行いたいと考えておりますので、その際は御協力よろしく申し上げます。

次にN o . 4 ですが、選定基準について委員間で、ある程度共通認識をもっておかなければ採点にバラつきが出るのではないかという意見につきまして、再度検討をしまして、対応方針（案）として、4点提案をさせていただいております。まず、1つ目は、これまで同様選定における補助的な資料作成は事務局側で継続させていただき、採点の参考となる資料は提供させていただきます。2つ目ですが、審査の前に委員の皆様から質問や確認事項を共有できるような機会を設定させていただきたいと考えております。具体的には第2次審査や第3次審査は事業者に対して直接質問できる機会がありますが、第1次審査はそういう機会がございませんので、第1次審査の前にはそのような場を設ける必要があると考え、スケジュールを見直しさせていただきました。3つ目ですが、これまで実施してきた選定において、採点のバラつきが過剰になったことはございませんが、可能性としてそうならないような仕組みは必要ですので、採点方法を見直しさせていただきました。4つ目ですが、第3次審査についても審査用資料の作成をしたいと考えております。本日の選定委員会には間に合わすことができませんでしたが、方向性としては、兵庫県がホームページに掲載しています福祉サービス第三者評価基準というものがありますので、その基準を参考にしまして、採点いただく上で参考となる資料を、公募を開始するまでには取りまとめる手順で現在内部検討を進めているところです。

最後に、N o . 5 の意見ですが、こちらにつきましては前回回答させていただいたとおりと考えております。

以上のような対応方針（案）をもとに、前回お示しした資料を見直してまいりましたので、ここからは朱書きしています見直し内容を中心に説明させていただきます。

それでは、資料2「平成29年度保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集について（案）」をご覧ください。

1頁の項番3の(1)「保育所の土地について」ですが、開園準備に必要な期間及び開園後10年間は無償貸付とし、その後の貸付方法は別途協議としております。

次に(2)「建物について」ですが、保育所については、既存建物等を事業者で解体撤去することとしております。また、小規模保育事業A型に関しては、(1)「賃貸料について」に記載のとおり、賃貸料を開園後10年間は月額458,000円といたしました。この賃貸料は、市内の小規模保育事業所と大きなかい離が生じないような金額として設定しておりますので、事業者にとって運営上の障壁にはならないものと考えております。

次の(3)「用途地区、地区等」と2頁の(4)「供給処理施設の状況」は飛ばしまして、(5)「現況」についてですが、前回は公募の諸条件という別の資料に記載をしていた部分を、この部分に移動させております。従いまして、資料3の該当部分はすべて削除し整合をとらせていただきました。

次に、項番4「応募資格」ですが、3頁の上から3行目から始まる(2)の部分について説明をさせていただきます。朱書きになっているとおり、書き方は前回から変更をしておりますが、考え方として、保育所、保育所型認定こども園又は幼保連携型認定こども園を3年以上運営しているという実績を求めることについては、前回から変更がございません。ただし、最後の3行目の「、かつ、」という部分から後ろに記載をしておりますように、第3次審査として実地調査に行くことを考えますと、現実的に可能な範囲ということになりますので、近畿二府四県のいずれかで実地調査を希望している施設を運営していることとしたことに加え、今回の公募においては社会福祉法人に限定することとさせていただきました。前回の選定委員会では、株式会社も含むとしておりましたが、この度、保育所の土地については無償で貸付することとしましたので、市として無償貸付をする場合は社会福祉法人や公共的団体である必要がございますので、応募資格を限定していく必要があります。そこで、厚労省が公表している平成28年の保育所の設置主体別件数について、全国的に見ますと、民間施設の保育所では85パーセント近くが社会福祉法人で、その次が株式会社・有限会社となっております。その次に学校法人となりますが、それでも民間保育所全体のわずか2.6パーセントということとございました。民間保育所の設置主体の実態がこのような状況であることから、土地を無償貸付するという今回の募集においては、社会福祉法人に限定し、応募資格という土俵を揃えることで、円滑な選定委員会の進行を図っていきたいと考えております。なお、今後の公募においても社会福祉法人に限定し続けるということではありません。保育所の設置主体には制限がありま

せんが、今回の公募が、市の土地を無償貸付するということから一定の資格を限定する必要がありましたことと、現時点における設置主体の実態というものを考慮した結果でございますので、今後の公募における応募資格については、その都度、案件ごとに精査していくことを申し添えます。

その他の部分については、書き方の整理や事務手続きに関することですので説明を省略いたします。

続きまして、資料3「保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集に係る諸条件（案）」をご覧ください。

前回ご指摘いただいた「保育課程」という文言の精査についてですが、2頁の項番4(1)「指導計画等の作成について」という部分で「全体的な計画（保育課程）」とさせていただきますとともに、来年4月に改正される保育所保育指針に記載されています「保健計画及び食育計画等」も合わせて追記させていただきました。この修正に伴い、タイトルに「等」を追加しています。

続いて、(5)「連携・交流について」という部分ですが、「よう努める」という文言を削除することで、地域の幅広い世代と交流していただくことを、事業者に対して意識付けしたいと考えました。

次に、少し飛びまして4頁の項番10「必要な施設の建設等に関すること」の(2)をご覧ください。こちらは主にハード面についての条件でございますが、2行目真ん中あたりの表現が、前回は「確保するように努める」としておりましたが、努めるだけでは不十分ですので、「確保し」と明記するとともに、当然のことではございますが車の送迎における違法駐車を黙認することがないよう「関係法令を遵守すること」という内容を明記いたしました。この修正については、先日、11月9日と11日の2日間で芦屋ハートフル福祉公社の近隣住民の方々を中心に説明会を開催し、そこでいただいたご意見を反映させたものです。

次に、5頁の項番13「その他」の(3)について見直しをさせていただきます。こちらは主にソフト面についての条件でございます。先日の説明会では音の問題について、定員の縮小や防音壁の設置等のご要望もございましたが、内部で検討しました結果、音・声、それから車の送迎等についての適切な対策を講じるよう明記するとともに、先ほどと同様関係法令の遵守についても追加いたしました。説明会では、住宅地に保育所を整備するということから、不安だというご意見をいただきましたので前回からもう一步踏み込んだ記載をすることで、応募事業者に対しても近隣の方々の意見について意識付けを図りたいと考えました。

一旦、ここまでの説明としましては、以上です。

(委員長) 資料3の4(1)の括弧が保育課程で区切られていますが、全体的な計画の中に食育計画も入ると思います。なので、食育計画等までを入れて括弧を閉じたほうがいいと思います。全体的な計画の中に全部含まれるので括弧の位置が「全体的な計画（保育計画、指導計画、保健計画及び食育計画等）」がいいと思います。

(瀧川委員) 全体的な計画イコール保育課程なのか、全体的な計画の中に保育課程、指導計画、食育計画等が入るのかと考えた時に、今回は食育計画も含むということ

なので委員長が言ったように括弧を動かしたほうがすっきりすると思います。
(事務局田中) それでは、スケジュールと選定方法に関する内容について15分程度お時間をいただき、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、スケジュールの説明をさせていただきますので、資料4「事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール(予定)(案)」をご覧ください。

まず、表の2行目の「募集要項の配布」ですが、12月15日からとさせていただきます。それから、応募事業者による現地見学会として芦屋ハートフル福祉公社の見学を開催するなど所定のプロセスを経て、「応募書類の受付」は平成30年2月7日から9日までの3日間を予定しております。その後事務局が応募書類の確認等を行いまして、委員の皆様へ送付できる状態に整いましたら郵送させていただきます。

また、第1次審査が4月中旬となり、受付から期間が開いているのですが、この第1次審査の前に、おおむね3月下旬を考えておりますが、一度選定委員会を開催させていただきたいと考えております。その理由としましては、資料1の説明の中で、採点のバラつきへの対策のひとつとして、「審査の前に、質問や確認事項を共有できるような機会の設定」ということを提案させていただきましたように、まずは皆様から事業者へ確認をしたい事項もあるかと思えます。皆様にお集まりいただいて応募書類を初めて見るという状況下で、第1次審査は終了させるというスケジュール感は少し余裕がないと考えましたので、丁寧な進行をするためにも、3月下旬に選定委員会を開催し、情報共有や事業者への確認事項をお聞かせいただければと考えました。事業者への確認事項の回答を整えた上で、第1次審査を4月中旬に行い、第2次審査を5月中旬に行いたいと考えております。

それから、その下の行に朱書きで記載しています「第3次審査用応募書類の提出」というものを追加しておりますが、先程資料1の説明の中でお話ししました現在内部で検討を進めている資料のことです。その後第3次審査を6月中旬に行い、6月下旬には事業者を決定するというスケジュールになっております。スケジュールについて、その他の説明は省略いたします。

次に、選定方法について説明させていただきますので、資料5-1「保育所・小規模保育事業A型の設置運営事業者の選定方法(案)」をご覧ください。

1頁では、「保育課程」という文言を修正したのみでございますので、2頁の項番3「第3次審査(実地調査)」について説明させていただきますと、実地調査において、我々が見るだけでは判断ができないこともあろうかと考えまして、現地において面接をすることや聞き取りをさせていただくことを追記しておくことで、応募事業者が施設を見られるだけだと誤解をされないためにその旨明記をいたしました。こちらの資料の説明は以上です。

次に、選定基準について説明させていただきますので、資料5-2「保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者選定基準(案)」をご覧ください。

1頁と2頁は飛ばしまして、3頁の一番右の列の下から2行目の枠の中に、前回からの修正事項がございますが、その理由としましては、近隣住民の方々への

説明会でいただいた意見に対応するためでございます。1つ目は、車や自転車利用だけに限らず対応を求める必要がございますので「等」を追記し、地域への対応に限らず安全対策についての提案をいただくため、「安全対策や」を追記しました。また、そのひとつ下の「開園準備や開園後の市との連携・協力」の後に「等」を追記したのは、市との連携・協力に限らず、その他の取組も含めて考える必要があるため、いずれも文言の整理を行ったものです。

次に、4頁以後の第3次審査に関する部分ですが、修正内容としては、「保育課程」という文言を修正したのみでございますが、ここに記載の「主な着眼点」について、前回の選定委員会でご意見を頂戴しましたので、資料1でも説明させていただきましたが、現在事務局にて第3次審査用の資料を作成しています。具体的には、兵庫県の福祉サービス第三者評価基準を参考にしながら、今回の実地調査におけるこの表の一番右の列の「主な着眼点」という項目を見るためのチェックリストを作成し、それを応募事業者にあらかじめ自己評価いただき、その自己評価した資料を参考としながら、運営施設の現場で保育の様子を拝見し、面接や聞き取りを行う中で採点をしていくというイメージをしております。このようにすることで、選定する委員の皆様も採点の根拠となるものが得られますし、選定される事業者にとりましてもどのような点が審査されたのかという透明性も図られるものと考えております。こちらの資料については、公募を開始する前に、委員の皆様にお示しし、ご意見をいただけるように進めたいと考えております。ただ、12月15日の公募開始という期限がございますので、皆様からご意見をいただく期間については少し短くなると思われませんが、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

なお、実地調査だけではございませんが、審査全体を通して、各委員で採点にバラつきが生じるということにつきましては、この選定委員会の委員の皆様には、様々なお立場からご出席いただいておりますことから、視点の違いによるということは生じるものと考えておりますし、それゆえ、多面的な選定がなされるものと考えております。とは、言いまして、仕組みとしては一定の平準化を図るような工夫は必要ですので、第3次審査の採点をする上で参考となる資料が必要だという考えに至ったということです。

それから、前回の私の説明が少し言葉足らずで誤解を与えてはいけませんので、少し補足をさせていただきますと、第3次審査の審査項目について、第1次審査・第2次審査でご提案いただいた内容が現に運営されている施設で確認できるのかという観点で整理した、とお伝えしましたが、狭く考えると、実地調査対象施設で実施していない新たな取組や、法人内の他園では実施しているという取組までも提案することができないということになりますので、そこまで提案内容に制限をかける意図ではございません。様々な提案をしていただくことは可能ですが、実績や現に運営している施設を拝見させていただくことで、施設運営能力を通じて、提案を実行する能力があるかを評価いただきたいと思います。

また、6頁と7頁に記載しています「実地調査で準備を求める書類一覧」につ

きましては、先ほども申し上げましたが、第3次審査用の資料にあたるチェックリストを現在作成しておりますことから、今後も引き続き精査してまいります。こちらの資料についての説明は以上です。

最後に、採点方法について説明させていただきますので、資料6「採点方法について（案）」をご覧ください。

1頁の表に記載のとおり、採点に一定の規則性を持たせることとしました。理由としましては、こちらも採点において一定の平準化を図るような仕組みづくりになっておりますことと、配点が10点・15点・20点・30点と4種類ございますので採点のしやすさも考え、倍率を乗じることとしています。そのため、採点いただくにおいては、0点・2点・4点・6点・8点・10点の6段階としました。また、選定においては合計が7割に満たない場合は、選定されませんので、6点と8点の評価基準をその分岐点とするような表記としております。

それから、(2)については、前回から内容の変更はしておりませんが、誤解があってはなりませんので念のためご説明をさせていただきます。ここで記載しておりますのは、決して第1次審査から第3次審査まですべての審査に出席いただいた委員の点数のみを集計するというのではなく、第1次審査、第2次審査、第3次審査のそれぞれの審査において全事業者の選定に携わった委員の点数を集計いたします。そのため、それぞれの審査における出欠の状況により、集計内訳となる委員の構成人数が、それぞれの審査において異なる可能性がございますが、選定委員会としての得点については、(3)に記載のとおり、平均点を採用するということとし、委員の点数を合計するということではございませんので、会としての点数には問題がないと考えております。なお、前回もご説明させていただきましたが、第3次審査としては2日に分けて選定委員会を実施することになりますので、両方の運営施設を審査いただけた方の点数のみ採用させていただきますので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

次に、項番2「留意事項」の(3)の修正部分は、前回「優劣」としていましたが、文言の整理を行いましたので、考え方には変更はございません。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

(委員長) 資料5-2の6頁の表記上の問題ですが、採点のところで全体的な計画は精査されるということですのでいいですが、審査項目ウは保育課程等でいいと思います。全体的な計画の中に食育計画など含まれますが、他の審査項目に入っているの、審査項目ウは保育に関する計画か保育課程等のタイトルでいいと思います。最初のところも全体的な計画（保育課程）となっていますが、保育課程のみでいいと思います。全体的というのは全部が入りますので、他の審査項目に反映されているのでここは保育課程のみでいいと思います。

(事務局田中) 他の点も合わせまして全てを画一的にするのではなく、所々で合わせて表現を改めたいと思います。

(事務局伊藤) 保育課程の表記のことについて確認ですが、保育所保育指針上では全体的な計画は統括的なものとしてこれに基づく指導計画や保育計画等を作成しなければならないというような表記をされていると思いますが、実態としては既に認

定こども園等では全体的な計画として各施設1枚の中に網羅されているものが多いと感じています。ですが、表記上は全体的な計画と、保健計画や指導計画は計画そのものが別と感じていたのですが、「全体的な計画（保育課程等）」でまとめているほうがよろしいのでしょうか。

(委員 長) 全体的な計画イコール保育課程でいいのではないかというご質問ですか。

(事務局伊藤) 旧表現が保育課程と思っていました。

(瀧川委員) 補足させていただきます。現場の実態としては1枚にまとめているものに加えて、実際には食育計画が別にあったりします。束ねているものを全体的な計画と呼んでいます。今回の改定ではそれらをまとめて別刷りされているものも含めて1枚にする必要はありませんが、ファイルでもいいので全部の計画を含めて全体的な計画としましょうという改定です。保育の内容にかかわることについては、実質上5領域に基づく部分は従来どおり保育課程と呼んでもいいということです。明記されているわけではありませんので、分かりづらく、現場の方も悩むところではあると思います。審査をする時に考えないといけないのは、食育計画も含めて確認し、PDCAサイクルで改善されているのかというところまで見るのか、保育の内容だけは押さえて確認し、PDCAサイクルをしているのかというところまで見るのかで、先ほど委員長が言ったことでいうと、4ページのウに関して、ここに書いているのは5領域であり、子ども主体の保育の内容なので全体的な計画で保健計画や食育計画を含めなくてもいいのではないかということだと思います。ポイントをどこで見るのかで使い分けしたほうがいいと思います。

(委員 長) 表記の仕方は各園で自由だと思います。全体的な運営システムが1つのラインに乗っているのかが重要です。園の方針に基づいてコーディネートできているのかが問題で、本来であれば1枚もので全部入っていてそれが末端的に指導計画等に分かれています。保育課程の中の最初のところに保育関係があり、食育計画、保健計画等が入り1枚にされているところもあります。次の計画に連動して作られているのかどうか計画上のシステムがオンラインになっているのかどうか大事です。

(瀧川委員) 審査の時にどこまで見ますか、というところですか。委員長が言ったところまで見るとなるとできている法人は少ないと思います。少なくとも保育の計画がありますかという確認と少なくとも保育を営む上でPDCAサイクルを回しながら振り返りをしているのかを見るのが妥当だと思います。

(事務局伊藤) 資料3の4(1)の場合の全体的な計画は、括弧の位置は食育計画等の後ろまで持っていったほうがいいのかということですか。

(瀧川委員) 全体的にここまでの内容を含めてください、と示す場合は最後まで括弧を含んでいた方がいいと思います。

(委員 長) と言いますのもここは施設の運営管理になります。大項目が施設運営・事業内容に関することです。こちらが総論であれば資料5-2は各論になります。

(瀧川委員) 前回の選定委員会で質問したことは保育課程という言葉のままだと、2008年の改定の時に作られた保育課程をずっと使っており、そのまま応募されるところが可能性としてあります。改定されたことを知っていますかということを示すためには全体的な計画という言葉を入れた方が「きちんと分かっています。幼小連携のことについても意識しています。」ということを見ることができるといい意図がありました。

- (委員長) 芦屋市としても「こちらも把握しています。」という意識表明をされたほうが良いと思います。変わったことを知らない、と思われたいほうが良いと思います。
- (瀧川委員) 別の視点で確認ですが、資料5-2の3頁の(4)地域との連携等のところで「小学校や他の就学前施設との連携・交流について考えられているか。」とあります。特に小学校との連携・交流について教えていただきたいのですが、民間保育所であっても小学校との交流が盛んにおこなわれているのか、それとも、壁は厚いのか、いかがですか。
- (事務局伊藤) 民間も含めて交流するように取り組んで機会を増やすようにしています。
- (瀧川委員) それであれば安心しました。自治体の中では公立幼稚園と公立小学校との接続は一生懸命にしていますが、民間園は取り残されるというところが他市ではある状況です。そのような市のイメージだと、連携と言われてもできるのかと書類を書く時に事業者は戸惑われるのではないかと思います。応募の条件の資料などで芦屋市では積極的に取り組んでいますのでそこも含めて記載してくださいと示されたほうが事業者は安心してこのようなことをしたいと提案されると思います。
- (野村委員) 小学校では公立がメインであり、私立幼稚園が来るということはあまり聞いたことが無いのは他市と同じだと思います。ただ、小学校ではなく、中学校の場合はトライやるウィークがありまして、そこで中学生が私立幼稚園や保育園に行っています。小学校に限定せずに中学校も入れたほうが良いのではないのでしょうか。小学校もカリキュラムがありますので、私立もどうぞと門戸が開きにくいところもあります。本当は開いたほうが良いと思いますが、保育園は様々な地域から来ていることがあるので、小学校側もなかなかそのまま小学校に上がってくる子ばかりではないので、そこも難しいです。小学校も考えながら中学校も視野に入れたほうが応募しやすいのではないのでしょうか。先日中学校では赤ちゃん先生が行われましたので、2歳の子が来ました。そのような取組も始まっていますので、連携も考えていくことができると思います。
- (委員長) 視点が違いまして、今の内容は地域連携になります。瀧川委員がおっしゃったことは小学校と幼稚園・保育所の接続です。これは小学校でないといけません。教育の内容の一貫化、保育内容と教育内容を一貫的にするのかという課題があります。
- (瀧川委員) そこまで踏み込みたいですが、実態として難しいので、地域との連携等という枠組みですので野村委員の視点も入れてもいいと思います。
- (野村委員) 音楽会などの教育の連携はできると思います。今も公立はしていますので、そのようなことはできるのではないかと思います。
- (委員長) 両方必要だと思います。ただ、今は小学校と保育所がいかに教育内容等の接続をするのが課題ですので、今のことももちろん入れていただき、接続のことも意識していただいたほうが良いと思います。
- (事務局田中) 「小学校の連携等」は小学校との接続、幼稚園・保育所・認定こども園との横の繋がりを示しています。1つ上の項目の「地域との連携・交流」では子育て支援や多世代交流の提案をしていただくことができますので、中学校との連携を書くのであれば「地域との連携・交流」で書いていただければ1つの提案内容としてお受けできるものだと考えています。決して否定するものではありません。提案の場所としては設けています。

(事務局三井) 接続カリキュラムは全国的に取り入れていますが、本市も力を入れていて、2年前に精道小学校でモデルケースとして公立幼稚園、保育所、私立含めましてグループ化をして取り組みました。昨年度は全校で取り組んでいますので、今回5歳児がいる保育所ができるため、法人が嫌だと言ってもしなないといけません。国が求めています円滑な接続は大事だと考えていますので、誤解があるのであれば、「小学校との連携等」は「小学校との接続、連携等」と変えたほうが分かりやすいかもしれません。

(委員長) 芦屋市の接続カリキュラムを知った上で運営していただくということですね。それを前提とした計画案をだしてほしいということですね。

(事務局三井) 守っていただくことが前提条件ですので、法人が「しない、あとは小学校の問題だ。」と言うことを本市は認めていません。きちんと接続を行います。

(委員長) 他に意見がないようでしたら、引き続き資料の説明をお願いします。

(事務局田中) それでは、応募書類について説明させていただきますので、資料7「応募書類(案)」をご覧ください。こちらからの説明は10分程度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

今回の応募書類(案)をとりまとめるにおきまして、基本的な考え方としましては、委員の皆様がより審査しやすくなるような補助的な資料作成につなげるという考え方を基本としまして作業を進めてまいりました。そのため、本日お示しさせていただきました今回の応募書類(案)は、これまでのものと比べて少し様変わりをしておりますが、資料5-2でも提案させていただいておりますように選定基準自体はこれまでの公募におけるものとほとんど変更をしておりませんので、今回公募の対象とする施設の条件等を踏まえ、一層の改善を図ったものとなっております。例えば、前回の公募対象施設は幼保連携型認定こども園でしたが、今回は保育所と小規模保育事業所であるため、1号認定子どもの選考方法について記載を求める様式を削除している等、公募対象施設が異なることに伴う変更を行っております。また、資料5-2に記載をしております選定基準の主な着眼点の内容が、応募書類からより読み取りやすくなるよう、様式の変更を行っております。その他、過去の選定委員会や近隣住民の方のご意見等を踏まえ、委員の皆様をはじめ、近隣住民の方や保護者の方等の関心が高いと思われる内容について記載欄を充実させるといった整理を行うとともに、事務局における事務効率化という観点での改善も行っております。

今後も精査は行ってまいりますが、事務局といたしましては、基本的にはこれが完成イメージであると考えております。

それでは、各様式について具体的に説明をさせていただきますが、様式が多岐に渡るため、主な変更点をいくつか抜粋してご説明をさせていただきます。

まず、36頁から38頁でお示ししています様式2-6「法人が運営する施設一覧」をご覧ください。この様式は、応募事業者が運営する施設の一覧の記載を求めるものですが、児童福祉施設については、37頁にて平均経験年数や障がい児の受け入れ実績記載欄等を白抜きの部分で追加しております。これは、事業者が運営する施設に関する情報を充実させるとともに、今回の公募施設に

おける提案においても同様の審査項目がありますので、それらの提案の信ぴょう性を検討する1つの要素になり得るといった側面も考慮したものです。また、事務的な改善といたしましては、児童福祉施設に関することとそれ以外の施設に関することで表を分割することで、児童福祉施設の運営実績を見やすくしたほか、36頁にて一番右の列に実地調査希望欄を追加し、事業者に対して午前中に実地調査が実施できる施設を指定して頂くこととしております。

次に、41頁の様式3「法人の財務状況」をご覧ください。こちらの様式は事業者の財務状況に関するものですが、項番2「過去3年間の決算状況」という項目で、次の頁にわたり、貸借対照表及び事業活動収支計算書から主な数値を転記する表を追加し、審査における評価・分析の一助となるよう改善を図ったものです。事業者の決算状況を把握する観点から、過去の選定委員会での関心が高かった項目ですので、表形式のスタイルで追加をさせていただきました。

続きまして、資料45頁の様式5-1「収支予算計画書」をご覧ください。こちらは、今回の公募施設における収支予算計画を記載するものですが、下の表では開園後の3年間の収支計画を記載いただくものになっており、記載項目については社会福祉法人の資金収支計算書の勘定科目に基づき記載するというルール化を図ることで、事業者の提案内容を比較しやすくするとともに、記載項目の充実等を図っております。また、51頁の様式5-2をご覧ください。こちらは「保育料以外の保護者負担」を記載いただく部分になっておりますので、保護者負担のうち食費や制服といったものをあらかじめ項目として記載しておくこととしています。保護者負担については、過去の選定委員会でも関心が高かった項目ですので、追加させていただくとともに、資料の見やすさの改善も図っております。

52頁の様式6-1「人材育成・職員定着化への取組」をご覧ください。ここでは、53頁までにかけてOJTや保育士等の自己評価及び人事評価、法令等の遵守に関する取組について、人材育成の概要とは別に個別の記載欄を設けることといたしました。これは、応募事業者が質の高い保育の提供がなされるかという点の審査を考慮し、より踏み込んだ記載を求めるものとして様式の整理を行ったものです。また、54頁においては、職員定着化への取組という項目を明示し、資料5-2に記載しております選定基準の主な着眼点の内容が応募書類から読み取りやすくなるよう改善を図っております。

次に、64頁の様式8「全体的な計画（保育課程）等」をご覧ください。タイトルは改めて精査させていただきますが、こちらにも全体的な計画（保育課程等）について、65頁までにかけて、資料5-2に記載しております選定基準の主な着眼点の内容が応募書類から読み取りやすくなるよう改善することで、質の高い保育の提供がなされるかという点の審査を考慮して、様式の充実を図ったものです。

次に、68頁の様式10「食育及び給食提供の考え方」をご覧ください。こちらでは調理担当や献立作成者その他の職員との打合せ、子どもた

ちとのかかわりに関する記載欄を新たに設けております。先ほど説明いたしました様式8同様、質の高い食育や食育提供がなされるかという点の審査を考慮して、様式の充実を図ったものです。

最後に、資料75頁の様式13-1「その他配慮する取組や提案」をご覧ください。こちらについては、今回公募する施設の敷地周辺の状況や、近隣住民の方々への説明会でのご意見を踏まえ、77頁までにかけて記載項目の細分化及び充実を図ったものです。まず交通安全対策については、記載項目を登園時等の車や自転車利用等についての考え方、対応方法と、その他安全教育等の取組という2つの観点に分け、お子さまや保護者の方にとっても、近隣住民の方にとっても、安全・安心な施設づくりについてどのように考えているかという点の審査を考慮して、様式の充実を図っております。また、周辺環境への配慮についても、開園準備や開園後の取組等という項目において、地域の住環境に配慮した取組を記載する欄を追加しております。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

(野村委員) 75頁の交通安全対策の(1)について、登園時等で「等」が付いているのでいいと思いますが、降園時もバラバラで降園されることが予想されるので、降園時の意識、どうされるのか書きもれがないようにしていただきたいです。登降園時とされるのはいかがでしょうか。

(事務局田中) おっしゃられるとおり、登園時等というのは降園時も含めています。補足になりますが、自転車利用等も自転車だけではなく歩行の方もいますので、「等」を入れています。今頂いた意見は登降園時にしてはどうかという意見だと思います。分かりやすいように明記した方がいいのではないかと思います。

(野村委員) 登園だけに集中してはいけないと思いました。

(委員長) 確かに登降園にされたほうがいいと思います。あと一時保育など昼間来る方も含めてですね。入れたほうが望ましいと思います。

(事務局田中) 登園、降園、その他利用される方という意味も含まれますので、どのように表現するのかということで、趣旨は分かりました。

(副委員長) 駐車場を何台確保するのか記載する欄はありますか。

(事務局田中) 79頁をご覧ください。79頁はハートフル福祉公社の場所を想定した整備計画、80頁は分庁舎に入る小規模保育事業所の整備計画になります。表の左の列に見出しがありますが、上から4行目が駐車場台数、その下に保護者利用可能台数、その下が駐輪場の台数、その下に保護者利用可能台数として記入するとともに、その横にバギー置場の台数と場所を記載できるように提案していただきたいと思いますので、ここと図面から確認できると思います。

(野村委員) 68頁の給食提供の考え方ですが、調理担当は委託業者のところは業者名だけなので、業者の資料を求められるのでしょうか。

(事務局田中) 業者の名前を書きただけで考えていました。業者がどのような会社なのかということは求めていません。業者とどのように打合せするのか、直営であっても委託であっても打合せの内容と頻度の予定や調理をされる方が子どもとどのようにかわるのかということを充実させて書いていただこうと考えていますので、今のところ業者のパフレットまでは考えていません。

(委員長) 例えば、契約書を付けるということも考えていませんか。

- (事務局田中) 認可の時は小規模保育事業所の場合は市で認可します。保育所は県で認可します。小規模保育事業所だと市で認可しますので、契約書を付けてもらいますが、今回は提案という段階で契約までは至っていないと考えられますので、おそらくこれまでお世話になっている業者や直営のところは直営で提案されると思いますが、そのようなところから記載されると思います。
- (瀧川委員) 45頁、46頁のところでの確認ですが、45頁の支出の備品費と46頁の保育材料費支出の区分けを教えてください。備品費は体温計や棚等開園するにあたりの備品だと思います。その中にままごとコーナーのための遊具を含めて考えるのか、必要最小限の事務机等の事務用品を含めて考えるのか、どこまでが備品費なのか。また、46頁の保育材料費支出に関しては消耗品という意味合いで捉えるのか、それとも毎年絵本を増やしたいということやままごとコーナーを充実させたいということで保育材料費として捉えていいのか、どのように考えていますか。
- (事務局田中) 45頁の備品費のところですが、基本的には動かせる物で開設当初に必要なものと考えており、開設当初に必要なものを記載していただきます。46頁の保育材料費支出につきましては、勘定科目で規定されています保育材料費になります。
- (瀧川委員) どこかの法人で複数施設があるとままごとコーナーはこっちの施設に流用してあとでチェックが終わると元に戻すということが考えられるので、どこまで細かく記載するのかと思い、質問させていただきました。
- (事務局田中) 勘定科目で規定されている文言を読み上げますと、「保育に必要な文具材料、絵本等の支出及び運動会等の行事を実施するための支出をいう。」ということで、一般的な保育材料費に該当するものだと考えます。
- (瀧川委員) ままごとコーナーの充実や、ブロックやつみき等を購入するときには初期段階で備品費に入れる必要があるということですか。
- (事務局田中) そうですね。運営上毎年行う部分で必要なものを保育材料費に計上していただくこととなります。
- (委員長) 採点基準に関しましてはよろしいでしょうか。採点の点数が違うとしくいので、全部一律にして倍率を乗じる形に変えていただけないかと提案しました。10点満点や15点満点があると間違っではいけないので、一律同じ基準にしてください、あとから倍率をかけていただくように提案しました。
- (有田委員) 私たちは10点満点で採点して、本当は25点だとすると、あとで2.5倍にするということですね。
- (委員長) 間違いが少なくていいと思います。
- (野村委員) ここは25点ということは見れば分かるということですね。この項目のウェイトが高いということが見れば分かるということですね。
- (副委員長) 47頁ですが、今までの形式ですと進行年の横に設立年が付いていました。それが資金計画と支出のところまで全部できているので外されましたが、資金計画と支出以外に、設立前の人件費等下に費用科目があったような気がしますが、いかがでしょうか。
- (事務局田中) これまでの開設前に記載いただく項目としましては、施設整備にかかる借入金収入があります。それは今の表で言いますと資金計画の借入金になります。施設建設補助金は今の表では国・県・市等補助金になります。会計単位間繰入金とその他収入等がありまして、それを自己資金にまとめさせていただきます。

た。それから支出としましては施設整備費等、設計費、備品費、その他の施設整備費がありました。それ以外の項目としましては人件費等の表がありましたが、入力不要として斜線が引かれており、開設前の項目としましては上の表で引き継がれています。

(副委員長) 開設前に人がいないと計画ができません。そのような一般管理費の費用はどこでどのように記載していただき、把握しますか。

(事務局田中) 開設前の費用、そこにかかる人件費は基本的には審査項目としては見ておらず、建物を建てるという大きな資産の動きを見させていただいています。運営の中での3年間を取り分けて考えさせていただきましたので、細かく言うとそのとおりですが、大きな建物を建てる上での資金があるのかという判断と運営後3年間の計画が考えられているのかという観点での提出書類としてまとめています。

(副委員長) 47頁、48頁を見ますと、単年度ごとの収入と支出の表ですが、以前の提出書類では前期からの繰越金があり、初年度補助金や借入金や自己資金であったものが4年後にはどのように残るかを記載する欄があったような気がします。単年度だけではなく、資金繰りのようなものがあったような気がします。

(事務局田中) 繰越しの記載はございませんでした。

(副委員長) 初年度に設備だけではなく、人件費なども記載して、初年度に会社が借入れなり国・県・市の補助なり自己資金で用意したお金がどのように出ていくのかの推移です。

(事務局田中) 繰入金の収入ということですか。項目としましては大きな見出しに書いていますが、この表の色付け部分は、別のセルに入力された数値から自動で反映されます。入力項目は社会福祉法人の資金収支計画書の勘定科目に基づいて記入していただきます。入力データはそれがありますが、見せ方としては項目が多すぎますので、主なものにまとめています。その他の活動による収入もしくはその他の収入で合計数としてあがってくると考えられます。

(副委員長) 昨年度のものは、開設前は斜線が引いてありました。それより前は斜線が無く、記載されていたように思います。

(事務局田中) 42頁の資金収支計算書、開園後の計画ではなく、法人の決算状況ですが、そこに関しては42頁で繰越利益は記載するようにしています。こちらのことであれば、昨年度もさせていただいていますので、継続してさせていただきます。

(副委員長) 前は会計単位間繰入金があり、赤字になる時にはここに数字が入っていました。今回の場合は、それを記載する場所はどうなりますか。

(事務局田中) 46頁のその他の活動による収入という欄になります。見せ方であり、提出いただくエクセルデータの別表には入力欄がありますので、そこには勘定科目ごとにあります。

(副委員長) 借入金と分かりますか。

(事務局田中) 分かるようになっていきます。見せ方として、全部の表を出すと膨大になりますので、このようになります。

(野村委員) 17頁の職員配置のところ、職員の経験年数、給与を出されるので、ある程度確実ではないにしても新人だけというようにはならないように計画されると思いますが、経験年数の記載は必要ではないのですか。

(事務局田中) 37頁をご覧くださいますと、上の表の法人が運営する児童福祉施設一覧が

あり、左から3つめの列に平均経験年数があります。運営費をもらう上で公定価格がありまして、そこで処遇改善加算というものがあります。加算を申請する上で平均経験年数が何年かを所在する自治体に提出して決定していますので、平成28年度であれば決定通知があるはずですので、同じ数字を記載してくださいということ、今運営している施設ではどのような経験年数かということに記載する欄があります。それから55頁をご覧ください。上の表が自由記載欄、下が表形式です。下の表形式を17頁で集約しています。0歳児の担任は何人で経験年数の人が何人というところまで記載するようにはなっていませんが、自由記載欄で園としてどのような考えを持っているのか記載する欄を設けていますので、そこから判断いただけたらと思います。

(瀧川委員) 55頁の配置計画について常勤と非常勤の比率は関係なく、人数を記載するというのでしょうか。

(事務局田中) 配置計画は人数ですので、常勤、非常勤の内訳は設けていません。

(委員長) 設けたほうがいいと思います。他のところで分かるところはありますか。

(事務局田中) 直接的に常勤、非常勤を記載する欄は設けていません。

(委員長) 人数を満たしていても、勤務時間によっては、ある時間帯だけ2人しかいないというようなこともありますので、どのように配置されるのか見ておかないと、条件を満たさないところまでできますが、いかがでしょうか。

(事務局田中) 56頁に添付書類のところでローテーション表で朝の7時から夜の19時まで保育士のシフト表を埋めていただくようになります。そこでどのような勤務時間の方がいるのかは分かりませんが、常勤、非常勤を明記するものではありません。

(委員長) どこかに記載したほうがいいと思います。ローテーション表のところでもいいですが、職員配置の考え方のほうが適切だと思います。どちらにしても分かったほうが嬉しいです。

(副委員長) 45頁と47頁ですが、下の3年間の記載の単位が円や千円の記載がないので、どこかに記載されていたほうがいいと思います。

(委員長) このようなかたちで応募書類を作成していただけてよろしいでしょうか。

【異議なし】

(委員長) このかたちで応募書類を作成していただき、今までの説明の内容も承認したというようなことで進めさせていただきます。事務局で修正していただきたいと思います。

事務局から何かありますでしょうか。

【事務局から連絡事項】

(委員長) それでは、これをもちまして、平成29年度第2回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。

<閉会>